

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年9月9日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年9月9日（金曜日）午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第92号議案

「質疑・討論・採決」

第93号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄

委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也

佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美

山田辰也 村田康助 山口洋一 中西宏彰

議長 長田共永

欠席委員（1名）

委員 滝川健司

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代

書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案のうち第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）及び第93号議案 令和4年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）の2議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いをいたします。

第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております歳入の第16款国庫支出金、13ページになります。

1点目が、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億3,870万7千円ですが、どのようにこの金額が決定されて自治体に交付されていくのか、流れ等を伺いたしたいと思います。

そして2点目は、この本交付金は、今後いつまで続くのか、そういった見通し等を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、2点御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

1点目、コロナの臨時交付金がどのように

金額が決定されて交付されるかということでございますが、国が地方自治体へ交付するこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この額の算定方法につきましては、人口や感染状況、それから、財政力指数、新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目接種率等を算定基礎数値とした計算式が用いられておりまして、国が市町村ごとに交付金の限度額を決定しております。

本市では、国から通知をされました交付限度額に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策となる事業を掲載した実施計画を作成し、国へ交付申請して事業の財源としていくところでございます。

2点目、交付金がいつまで続くのかということでございますが、現時点では、国からの通知がございませんので、来年度以降の交付金の継続につきましては、現在としては不明でございます。今後につきましては、国の動向等も注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項9目企画費、帰省促進事業21ページであります。

（1）市出身の市外在住者の帰省を促進するため、帰省後、市特産品を送付することとありますが、送付する市特産品は何か伺います。

（2）今年は県外への行動自粛制限まではかからない年末年始を迎えることが想定されるとのこととありますが、新型コロナウイルス

ス感染症の感染が拡大した場合の対応を伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、2点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。

送付する特産品につきましては、作手産のミネアサヒ、それから、レトルト品にはなりますが鳳来牛カレーとハヤシライス、新城茶、こちらはティーバッグを想定しております。そのほかに梅ピューレ、それから、作手産トマトが入ったトマトジュース、これらを予定しているところでございます。

県外へ送付をするということになりますので、数量の確保などを考慮しますと、やはり日もちをする商品にせざるを得ないのかなというところがございまして、こちらの6品目を選定する予定であります。

それから、2点目でございますが、感染が拡大した場合の対応としましては、帰省をするか否か、そちらの判断につきましては、各御家庭に委ねるということになるのかなと思えます。スケジュール上、申請の締切りを11月30日というように予定しておるんですが、その時点で申請者のお子さんが年末年始に帰省をされる予定の方は申請をしていただきます。

ただ、申請後、感染拡大の状況によりましては帰省を自粛されるという方もいらっしゃると思いますので、そうした場合は特産品の送付対象外というふうになります。ただ、そうなりましても罰則等は特にございません。

周知をしていく周知のチラシにも、申請をしたからといって必ず帰省しなければいけないものではないですよというような注意書きとか、そういう旨をチラシのほうには掲載して周知を図っていきたいなと考えているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 少し再質疑をさせていただきます。

(1)のほうで特産品についてはリストを教えていただきましたが、要するに、この中から1点、申請者の方が選択をして、それをお送りするのか、これをセットでお送りするのか、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 6点、先ほど申し上げましたが、6点をセットにして特産品として発送する予定であります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 あともう1点、この事業費の内訳を見ますと、消耗品費、印刷製本費、それから、委託料一般分で730万円という一番大きな委託料が入っているんですが、基本的に、この委託内容というものというか、私が聞きたいのは、送料がかかると思うんですね、この送料というのもこの委託料の中に含まれているという理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 送料も含めて委託をしようというように考えておりまして、商品の調達から発送までを委託の一式ということで考えております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、次の質疑に移ります。

同じく2款1項9目企画費、移住支援事業21ページであります。

移住定住者の確保につなげるため、移住定住ポータルサイトを開設し、市役所の情報だけでなく外部団体のサイトとリンクすることとありますが、このリンクする外部団体のサイトをどのように選定するのか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 移住定住ポータルサイトの外部団体のサイトとのリンクにつきましては、移住に際して必要となるようなもの

の、ただ、今の市のホームページではなかなか提供し切れないような、そうした情報につきまして、外部団体のサイトとリンクをさせていただきたいというように思っております。例えば、住宅情報や求人情報、それから、観光情報等を想定しておりますけれども、本市の公式ホームページのリンクする制限がございまして、営利企業へのリンクはできないとか、それから、協会など公的な組織へのリンクは可能であるよと、そういう基準が定めてございますので、こうした市のホームページの基準、それから、移住定住ポータルサイトの趣旨を考慮しまして、外部団体のサイトを選定していきたいというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 そうすると、具体的に外部団体のサイトを選定するのは行政なのか委託する業者なのか。例えば、委託する業者を選定をした上で行政がその基準に基づいて選別をするのか、そのあたり、誰がその外部サイトを載せようというように選定をして決定をするのか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 外部団体のサイトを決定するのは行政側で決定をする予定でございます。先ほど申し上げた、例えば、観光情報であれば、新城市の観光協会であったりとか、それから、住宅情報などであれば県の宅建協会であるとか、そうしたところがホームページをお持ちですので、そうしたところと市のホームページ内からも行けるような移住定住ポータルサイトとリンクをさせていただきたいと、このように考えております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 最後に、ただいま決定は行政だということがあったのですが、要するに、選定というか、その候補を挙げたりするのは、行政だけでここにしたらいいだろうというこ

とだけではなくて、例えば、委託業者からも提案をしてもらったり、それこそ広く公募をして外部団体から載せてほしいというような、申請方式なのかもしれませんが、そういう方法も取るのか、そのあたりだけ最後をお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現状ですと、市の行政内部で外部サイトの候補を挙げていきたいというように考えております。先ほど申し上げた住宅情報であるとか、それから観光情報、住宅といっても賃貸もあれば空き家もあつたりとか、そういったものもありますので、いろいろそうした協会や団体の方ともお話をしながら、リンクできるサイトのほうを選定して、候補として挙げて、最終的に決定をしていきたいと、このように考えております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出2款1項9目企画費、帰省促進事業21ページ。新城市の特産品とあるが、どのようなものを決めているのか。今、佐宗委員からの質疑の説明がありましたので、再質疑のほうからいききたいと思います。

この749万6千円の予算ですが、これは1件当たりにすると、何件かの申込みから出るということで、先ほど6点ですね。それは、合計金額はお幾らになりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委託につきましては、単価契約を予定をしているんですが、1件の送付に対して幾らというようなものを想定してまして、6点、商品、それから発送料もありますので、商品につきましては1件当たり5,000円を今、想定をしているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 前年のふるさと応援プロジェクトというのがあったんですが、これに多分準ずるようなものだと思うんです。前は、市外在住の専門学校とか短大、大学、大学院、大学予備校生だったんですが、今回は特に、ふるさとに帰ってくるということで、そういう特定は全くないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 対象者につきまして、特に制限を設けているものではございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、今回のプロジェクトというのは、前回あったふるさと応援プロジェクトによく似ているということで、前回の申込みを基準にしていると思うのですが、ほとんど同じだということで、前回、何件くらいあったんでしょうかね。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 前回、令和2年度のふるさと応援プロジェクトにつきましては、408件の実績がございました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、今回はそれが目標という、大体想定する申込件数というのは何件くらいありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 想定としましては、先着1,000名を想定して周知のほうを図っていきたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、続いて。

○山田辰也委員 では、続きまして2款1項9目企画費、移住支援事業21ページ。移住定住先の確保は計画されているのか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 移住定住先の確保

につきましては、事前に市で空き家等の住宅を確保する計画は現在ございません。しかし、移住をするためには住居が必ず必要となりますので、移住定住ポータルサイトの開設にあたりましては、愛知県宅地建物取引業協会、宅建協会などの住宅情報サイトとリンクをすることで住宅情報の提供を行いたいと思っております。

また、移住定住ポータルサイトとは別になりますが、住まいの情報を速やかに紹介できる事業者登録制度というものを新たに設けていければと、そんなふうを考えているところでございまして、具体的には、住まいに関する事業者名を市から直接紹介をするというのが公平な立場からなかなか難しいというところもありましたので、そうした事業者を市に登録をしていただく登録制度というものを設けて、登録をしていただく際には、それぞれの事業者からPRコメントなどもいただいて、それに基づいて住宅情報を探している方のニーズに合ったような事業者を紹介できるようにできればと、そんなことも想定をしているところであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、空き家のことについてはまだ視野に入れてないというんですが、新城市、空き家がたくさんあるものですから、今後、視野に入れずにいるのは、これは空き家対策の大きな問題だと思うものですから、それは、今後考えられるということで視野に入れていただけるようなことはありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 空き家につきましては、これからポータルサイトのほうを開設していくわけですが、そのリンク先の1つとして、今、候補として考えているのは、古民家再生協会のような空き家を対象とするようなサイトにリンクをさせていただくことで、空き家に限ってということじゃないですが、

それぞれ移住される方の御要望があるかと思
いますので、賃貸がいいという方もおみえに
なるだろうし、そうしたところは広くサイトを
リンクしながら、こちらに移住したいとい
う方の御要望にお応えできるようなものをつ
くっていききたいなと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 広くポータルサイトのほう
でそういうようになっていくのですけれども、
新築ももちろんそういう対象になっています
でしょうか。新築で建てて移住したいとい
う方もその対象になりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 移住定住ポータル
サイトへのアクセスということで、新築を想
定されている方も中にはおみえになるかもし
れませんが、それは対象者を制限するもので
はございませんので、何に限ってということ
ではないと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうということですね。

移住定住者、希望があれば支援をしていた
だけるということで、内容というのは計画が
あると思うのですけれども、どのようなもの
でしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まずは移住を希望
されている方につきましては、住む場所とい
うのが必ず必要になると思いますので、住ま
いのこと、それから子育てのこと、そのほか
にも観光情報もあるだろうし、いろいろな移
住に関して必要となるような情報につきまし
ては、こちらの移住定住のポータルサイトか
らいろいろな詳細なところのページへ飛んで
いけるような、そうした入り口となるような
ポータルサイトを作成していきたいと、その
ように考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、次に行きます。

2款1項12目総務管理費、公共バス運行事
業23ページ。現在の利用状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 事業内
容ということでよろしかったですかね。

この事業につきましては、現在、鳳来地区
で運行しております湯谷温泉もつくる新城線
につきまして、この11月の紅葉の時期の日曜、
それから、祝日に臨時運行を行いまして、鳳
来寺山、湯谷温泉等に来訪される観光客の輸
送を行う予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 もみじまつりに合わせてと
いうことですが、1日何便を運行する予定で
でしょうか。Sバス湯谷温泉もつくる新城線は、
往復3便ということですが、これ、1日何便、
平日とお休みは予定していますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 その他
の平日と同様のダイヤで運行する予定でござ
います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 平日と同じということす
ね。

これは、バス会社委託先というのはもう決
まっていますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 これも
平日運行しておるものと同じものが運行いた
します。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと現在の会社と
いうことですね。

乗っている方から話があったんですが、こ
のSバスの運転手、年齢層というのは何歳ぐ
らいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 その
時々で運転手も替わるものですから一概には

言えませんが、50代、60代、70代という方たちであろうと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 乗っている方が運転手さんを見て、ぱっと見て、80歳以上じゃないかということで、以前、高齢者のそういう心配事があったものですから、そういう心配事に対しての対策というのは考えておられますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 運行事業者が基準をちゃんと満たす形、資格等も含めて対応をしておりますので、それで運行しているということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、運転されて契約しているのは西三交通だと思うんですが、乗っている方が。豊鉄バスとの契約は今回は考えておらなかったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 今回は、あくまで湯谷温泉もつくる新城線の平日の臨時運行ということで、祝、日で運行するということですので、これまでの業者で行う予定でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳出の2款1項9目企画費、帰省促進事業です。21ページです。

2点お願いしたのですが、1番の事業内容については、先ほどの佐宗委員、山田委員の中でよく分かりましたので、2点目の条件ではというところで、年齢制限がないということも山田委員の質疑で分かったので、了解をいたしました。

再質問から入りたいと思います。

こちらのほうの帰省を促すという事業になっておりますが、手続方法が往復はがきどう

のこうのというようなニュアンスだと思ったんですが、そこら辺の手続方法、ちょっと分からなかったものですから、分かりやすく流れ等を教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 手続につきましては、こちら、申請をしていただく方は、新城市内にお住まいの親御さんを想定しています。まずは申込用紙を郵送でも送ることができることも考えておりますし、ウェブで直接申し込む方法もできるように考えておりますが、直接用紙を御持参いただいて市役所の窓口へ提出していただいてもいいかと思っております。

新城市内に住民登録されている方が申請をしていただきまして、これが11月30日までを今、想定をしているのですが、その申請書が市に届きますと、12月になりまして、順次市のほうから決定通知書、これは往復はがきの形をしているものですが、そちらを申請していただいた方に発送をいたします。12月20日頃かから年末、それから年始、年明け1月の10日頃までを想定しているのですが、その間に帰省をしていただくお子さんが県外にいらっしゃれば帰省をしていただいて、その帰省をしていただいた、新城に見えたお子さんに市から送ってありますその往復はがきの返信部分のはがきをお子さんに親御さんから預けていただくと。県外から戻ってみえた方が、また元の住居地、県外の住居地に戻られた際に、そこでその返信分のはがきを投函していただいたものが市のほうに届くと。そうしますと、順次市のほうからは特産品をその県外の住居地のほうに発送をしていく、そうした流れになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

往復はがきで返信はがきを子どもさんに渡して、帰られたら、その市外の住まわれたところでポストに投函してもらおうというよう

な手続だということで理解をいたしました。

そういうところで、イメージがちょっとしにくかったかなと思ってお聞きしたのですが、ここら辺の手続の流れとかそういったのは、どうしても御高齢の方とか、そういった人には分かるかなというところもありますが、周知について、分かりやすくチラシなり、しっかり広報するなりというところが必要かなと思うんですが、その辺の工夫だとか周知について、どういうふうを考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 周知につきましては、まずチラシ、それからポスターなどを作成する予定です。また、併せて名刺サイズの小さなものも作成をする予定でおりまして、新城市の住民の方に目につくようなところを想定しているのですが、市役所関係の公共施設には当然置かせていただきますし、道の駅、それから産直、直売所のようなところも含めまして、そうしたところにも目につくところにチラシ、ポスターなどを配布したいと思います。

それから、あとは駅ですかね。市内飯田線の全駅にもお願いをしてポスターを掲示させていただきたいと、そのように思っております。

それ以外は、やはりホームページであったりだとか、あとSNSなども活用しまして周知のほうは図っていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

なるべく周知して、利用者さんが困らないような形でやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それでは、次の2款1項9目の企画費、RPA導入事業について伺いたいと思います。

主な事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 RPA導入事業について御説明いたします。

RPAとは、R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o nの略で、定型的なパソコン操作を自動的に処理するソフトウェアのことです。従来職員が手作業で処理していたパソコン上の単純作業を自動化することで業務を効率化し、真に人が行わなければならない業務に今まで以上に労力を振り向けることができるようにすることを目的としたRPA導入のための経費になります。

内訳としては、導入に際して行わなければならないネットワーク等の設定や職員教育を行う委託料と、ソフトウェアを使用するためのライセンス料としての賃借料になります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

これは、840万円というところで、導入等のソフトの購入費というのも結構高いんでしょうか。そこら辺はソフト、幾らなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 ソフトウェアは、あくまで購入という形ではなくて使用料という形になりますので、6か月分、2ライセンスという形で132万円という形になっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことなんですね。分かりました。使用料ということで、ライセンス料というようなことで、132万円ということでした。

あと、これで効率化ができればというように私も思いますが、従来、書いてあるように、手作業で処理していたパソコン上の単純作業、これを自動化するということなんです。例えば、単純作業というか、手作業で処理した業務というのは具体的にはどういう業

務、こういったものが想定されているのか、それをちょっと教えてください。

あと、これを導入することでどれだけの効果というか、効率化が図られるのかというものを見込んでいるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 RPAを使うことが効果的な業務もあれば全く向いてない業務もありますので一概には申し上げられないのですけれども、データの入力作業であるとか、その集計作業、あるいは定型的な文書の作成作業などがRPAには向いているのではないかとこのように考えております。

先進事例としてなんですけれども、8割以上時間が削減できたというような業務もあるということです。削減効果が高そうなもの、多くの課へ展開できそうなものを優先的に選定して進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

具体的なというところは分からないというかね、示されなかったのですが、そのデータ入力というのがこれによって自動化されるというようなところで理解いたしました。部署としては8割の削減効果があるということで、そこをしっかりと見極めて、導入のほうをしていただければと思っております。

次の移住支援事業について伺いたいと思います。

1番の主な事業内容は、前の議員の質疑で分かりましたので、いいかと思えます。

2番の移住者の主な対象者を伺いたいと思います。

3点目は、年間何人の移住者数を目標にしているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、2点についてお答えをさせていただきたいと思いますが、すみません、先ほどの帰省促進事業で

御答弁をさせていただいた部分に訂正がございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどポスターを作成するというお話をさせていただきましたが、すみません、PRについてはチラシ等のみということで、ポスターの作成はございません。帰省促進事業の周知につきましては、議員の皆さんへの定例報告会であるとかをはじめとしまして、市のホームページ、公式SNS等、それから、各世帯への各戸配布も10月の予定をしております。それから、ティーズ放送など行政防災無線を含めまして、様々な方法で周知のほうを図っていきたく、そのように考えております。訂正をさせていただきます。

それでは、移住支援事業の関係で、移住者の主な対象者ということでございますが、対象者については、特に設けてはおりません。本市に魅力を感じて移住を希望される方であれば、どなたでも歓迎をいたしますというように思っております。

それから、年間何人の移住者数の目標としているかということでございますが、移住者数に関して、特に目標人数を設けているものではございません。本市に興味を持っていたいで移住される方は、既にいらっしゃるわけではありますけれども、今後、移住したいけれども情報を得る手段になかなか苦慮していると、そうした方々であるとか、相談をしたいけれども相談をする先が分からないといったような方に対しまして、市として支援をしていくことで移住へのもてなしを行いたい、そのように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

移住の支援については、特に来てもらいたいというか、魅力を感じてくれる方ならどなたでもいいよというところで理解をいたしました。

あと、そうは言っても、やっぱり新城市へ行きたいというように思ってくれる方は、何かしらこの新城市の魅力等があるから行きたいなというように思うと思うんです。ですから、やっぱりその、例えば、自然が豊かでゆっくり時間を過ごす、子育てしたいいい環境だというように思ったりとか余生をここで過ごしたいというような、何かしらこの新城の魅力というところを見て来ていただけるのだらうと思うものですから、やっぱりそこら辺のこのPRも併せて、こういった移住の支援のポータルサイト等も、そういう魅力を伝える視点も加味しながらつくっていったほうがいいかなと思うのですが、そこら辺の認識等を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 浅尾委員がおっしゃられるとおりだと思います。移住定住のポータルサイトにつきましては、まずは同じような同様のポータルサイトというのがインターネット上、サイト上にはたくさんございますので、本市が作成するポータルサイトをまずはPRをしていくことで市の魅力を伝えていければと、そのように思っています。

ポータルサイトですので、そこへのアクセス数はカウントすることができます。ですので、今のところの想定としましては、1日平均15件くらいのアクセス数が常時あるというような、そんな内部的な指標としては持っているところではございますけれども、できるだけ多くの方の目に触れるような形でポータルサイトについて周知を図っていきたいと、そのように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、歳出2款1項9目企画費、RPA導入事業21ページの事業内容ということでしたが、浅尾委員のほうの質問で理解いたしましたので、再質問から

入らせていただきたいと思います。

これは、オートメーションを図る、手作業の単純作業をコンピューターにやってもらうということですが、具体的に、例えばちょっと参考までにどんな作業、特にこれが効果的に働きそうだなというような作業があったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 効果的な業務という御質問だと思いますけれども、今まで紙の媒体の申請書等を職員が目視をしてシステムのほうに手入力をするというような作業があるわけですが、それをコンピューターに取り込んでデータ化した上で、そのデータをシステムのほうに取り込むというようなことも自動化できるというように聞いております。

また、市民の皆さんに通知を送送する場合、リスト化したものを、それぞれ通知文の内容をその方に合わせてお送りするというのも、先にシナリオを組んでおけば可能であるというようなものになりますので、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 理解しました。

もう1つ再質問なんですけど、6か月分の今回、ソフトの賃借料ということですが、その後も、もしいいなと思えば引き続きずっとこの金額で賃貸するということがよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 あくまで今回は補正予算ということなので、今年度の下半期6か月分という形で予定をさせていただいております。今後、来年度以降も効果的に使用するために使用料と、また、半年ではやはりちょっと導入に対して、職員自分たちで全部やるというのが難しいものですから、ある程度の業者さんの支援も併せて当初予算でお願いしようというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、あと1つ。

これを導入することによって、どのくらい人件費ですとか、それから効果を見込んでいるのか、もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 中島情報政策課長。

○中島紳之情報政策課長 先ほど浅尾委員の御質問にもお答えしましたけれども、業務によって効果がまちまちなものですから一概には申し上げられませんけれども、最も効果が高いものと、8割以上の時間の削減効果があるというような話は聞いております。全体ならしても、3割程度の効果・削減が見込める業務も挙がっておりますので、優先的に効果の高いものを選定して進めていきたいというようには考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では、私、歳出2款1項1目一般管理費、共通管理事業21ページでございます。

本庁舎空調設備の修繕とありますが、どこかの修繕かお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えします。

空調設備の修繕ですけれども、これは1階から4階の各機械室、こちらに設置されました外調機、外気を取り込むところになりますけれども、そこのフィルター交換、それから、室内機のVベルト、またバッテリー、こういったものの交換になります。いずれも定期点検で指摘を受けた箇所でもありますので、急な故障を未然に防ぐために傷んだ部品を取り替えるということになります。

よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 指摘をされたということで

すが、これは、定期的に見ていかなければいけないものだったのかということなのですが、壊れた理由というか、定期的なのであれなんですけれども、もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 庁舎の設備としまして、空調機は定期的に点検しております。

傷んだ理由ということなんですけれども、まず、フィルターですので、稼働時間が長いとか、使っておればどんどん汚れてまいります。これ、掃除するというものではなくて、基本的に交換するというものになりますので、その時期が来たということになります。

Vベルトも稼働時間が長ければ長いほど傷んでまいりますので、それも目視したところ、もうベルトが傷んできたというものです。

バッテリーは使用期限が何年というのがありますので、その期限がこの9月ということで交換をしたいというものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

では次です。

2款1項7目財産管理費の新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業21ページですが、この現在の積立額とどのような成果を考えているかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 新型コロナウイルス感染症対策基金の令和4年9月1日現在の残高でございますが、1億3,374万9,737円でございます。

本事業の成果については、基金へ積立てをすることによりまして、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活及び地域経済への対策を迅速に実施するため財源を確保するということとあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業25ページになります。

主な内容を1点伺います。

2点目は、このアプリによりどのようなメリットが得られるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 放課後児童対策事業について、2点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、1点目の主な内容につきましては、保護者連絡用アプリ導入に伴う児童クラブ職員用スマートフォン11台分を整備するための備品購入費です。

2点目のこのアプリによりどのようなメリットが得られるのかということですが、各クラブごと、学年ごとの登録によりまして、一斉送信のほか、各クラブ単位、学年単位等細かく送信することができ、緊急時の連絡体制の強化が図られます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

主に細かく緊急連絡等ができるのかなというように思います。

このアプリというのは、普通に保護者の携帯とかに入って専用アプリになるのか、また、これらを入れようと思ったこの事例というか、今回、コロナの感染状況とかもあつたりした状況で対応できないところがあつたので、こういったアプリ等を使つての連絡網が必要になつたというようなこともあるのかなと、こ

ちらは勝手に想像するんですが、こういった導入を決めた考え方とか、そういった状況があつたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 この保護者連絡用アプリは専用アプリになります。こちらのアプリにつきましては、既に各こども園のほうで導入しているものになりまして、6月補正で放課後児童クラブについてもこのアプリの導入費用を計上させていただきます。今回は、その導入に伴い各児童クラブの職員が使っている携帯電話のほうがスマートフォンでないものが11台ありましたので、その費用について計上したものになります。

やはり、コロナの感染の連絡等が夜間に及ぶことがありますので、緊急時に一斉送信できるということで、放課後児童クラブについてもこのアプリの導入をしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況のほう分かりました。

本当に大変な中での夜間とかの急な連絡等が必要だったということも教訓で答弁があつたかと思えます。こういったアプリの導入ということで理解をいたしました。

次の3款3項1目の児童福祉総務費、保育所等給食費軽減対策支援事業について伺いたいと思えます。

10万8千円の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している民間の保育所等を運営する事業者の負担を軽減するために支援金を交付するものです。交付の対象につきましては、市内小規模保育所2施設になります。

当該事業は、県実施の補助事業であるため、

県事業の市負担分を措置するものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

これは、市内の民間の保育所ということの対象ということで、対象数は何人なのか、教えていただきたいと思っております。

また、何か月分が無料になっていくのか、その状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 対象施設数は市内の小規模保育所の2施設でありまして、期間については4月から9月分の半年分になっておりまして、1つの施設については延べ1,230名、もう1つの施設は1,456名を想定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

半年分ということで理解いたしました。

あと最後にお聞きしたいのですが、この事業、県の事業ということで理解をしましたが、これ、引き続きこの支援を、個人的にはしてもらえればいいなと思うんですが、次のこの支援というのは、見込みというのは今の現時点で、何か連絡等があるのか、見込みについて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 愛知県のほうでも、10月以降についても引き継ぎこの事業を行っていくという連絡がございましたので、そちらのほうの予算をまた確保する必要があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次にカークランド陽子委員の質疑に入ります。カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、3款3項1目児童福祉総務費、保育所等給食費軽減対策

支援事業25ページについて伺います。

事業内容、対象先などは先ほどの浅尾委員の質問の中で理解いたしました。

再質問なんですけれども、これ、先ほど浅尾委員の中で、無料になるなんてことを言っていたような気がするんですが、これは軽減なので無料ではなく補助という感じでよかったですでしょうか。全額支給ですか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こちらのほうは、事業者さんというか、施設のほうに支援金を支給するものになります。小規模保育所の給食費については、現在、保護者負担のほうは徴収していないというように把握しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 理解いたしました。

じゃあ、次なんですけど、3款3項14目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス対策事業27ページ。

本事業の対象世帯数と給付の方法を伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こちらのほうですけれども、こちらの予算については、昨年度の過年度分の事業費の確定精算に伴う国庫支出金の返還金になります。

こちらの昨年度の本事業の支給対象世帯数につきましては、ひとり親世帯分が224世帯、その他世帯分が154世帯で、申請が不要な積極支給及び申請に基づく支給の方法により、対象児童1人当たり5万円を支給いたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、対象世帯の中で受け取られなかった世帯があったために返還ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こちらのほうの厚生労働省が事前に支給対象児童数の割合を算出し、支給単価5万円を乗じて算出した金額を交付申請するよという通知がありまして、厚生労働省が算出した交付額が余裕を持った金額で設計されていたために、今回、返還金が生じたこととなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、ちなみにですけれども、新城市で案内を送った中で、受け取らなかった世帯というのもあったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こども未来課のほうで、申請を行う手続を行う際に事前に対象者のほうを把握しておりまして、申請が必要となる方々については申請書のほうを直接郵送で送って申請していただくとともに、申請が必要のない積極支給の方については、皆様に支給のほうをさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業25ページで、職員用のスマートフォンの整備とあるがどのようなものかということなんですが、先ほどの浅尾委員の質問で大体分かりましたので、再質問のほうから入りたいと思います。

職員さんのスマートフォン以外の方の対応というようなことだったと思うんですが、夜間対応とかそういうことだったと思うんですけども、それはどのようにされるのかなということと、もし分かれば、その対象、どのくらいの方がそれを受けるのかなということか、分かればお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 このアプリの導

入について、今、児童クラブの利用者さんはメール配信システムというものを登録いただいているのですが、改めて、こちらの新しいアプリのほうを登録していただきまして、登録を完了した後に、こちらのほうから保護者との緊急時の連絡用、また、それ以外に職員間とこども未来課との連絡用や職員間の連絡網というものや、様々なグループをつくって連絡をすることができまして、保護者さんについては緊急時の一斉送信や各クラブごと、学年ごと、細かく設定ができますので、今までとは違って、細かく連絡のほうを送信できる形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 先ほどの浅尾委員さんからの質疑の御答弁だったと思うんですが、現在、スマートフォンをお持ちでない方もいらっしゃるということだったんですけれども、その方たちへの対応というのはどういうようにされるのかということと、もしスマートフォン以外の方たちというのはどのくらいいらっしゃるのかというのが分かればお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 保護者さんでスマートフォンじゃない方についての対応もこのアプリでも対応が可能になります。

児童クラブの職員用の携帯電話の中でガラケーというか、スマートフォンでない携帯が11台ありまして、今回、それを更新する費用になるんですけども、9台については既にスマートフォンに切り替えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで休憩を取りたいと思います。時間、  
2時45分まで休憩をいたします。

休 憩 午後2時35分  
再 開 午後2時45分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。
最初の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、歳出4款1項1目保健総務費、保健衛生一般事務経費27ページでございます。

補助金の内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 この補助金ですけれども、がん患者が治療による外見変貌を気にすることなく社会参加できるよう、医療用補装具の購入に係る経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を補助するものです。かかった費用の2分の1、上限2万円を予定しています。

具体的な医療用補装具としては、がん治療に伴う脱毛に対応するために着用するウィッグ及び乳がんの外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補正パッドまたは人工乳房を予定しています。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、再質問のほうをさせていただきます。

補正額の財源内訳、これを見させていただきますと、県の支出金、これに16万円充当されております。ということは、本補正予算に計上されております32万円、この半分が県の助成という捉え方でよいのかどうか確認させていただきます。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 県から半分出ます。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 県から半分ということで理解をいたしました。

県の助成事業ということだと思いますけれども、これは東三河の近隣の市町村におけるこの県の当該補助事業の活用状況、もし分かりましたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 東三5市の状況なんですけれども、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市は既に実施しております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 今お答えいただきました4市については、もう既に始められていると理解をいたしました。

今の説明をいただきました医療用の補整具でございますけれども、これから新城のほうでこの取組を始めていかれるにあたって、どのぐらいのその補整具に対するニーズがあるのか、もし本市のほうでつかんでおられましたらお答えください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 ニーズですけれども、県のほうが出しております計算式がありまして、そこに当てはめていきますと、新城市では16人ほどが見込まれます。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 県の指標からして16名ぐらいのニーズが見込まれるということで理解をいたしました。

それから、がん治療のその過程の中で、先ほど答弁のほうにありましたように、今までの自分と変わってしまったその自分を見せたくないというやっぱり心理がどうしてもあると思います。そうした傾向として、気持ちがどうしてもやっぱりネガティブになりがちだと思うんですけども、そうした心理的負担を軽減するという、その観点から、このアピアランスケアに対する本市の期待、どのようなものがあるのかお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 がん患者さんのその治療による外見の変貌というのは大変心理的な影響を受けるというように考えております。この事業を利用していただきまして、外見の変貌を少しでも前に戻すといたしますか、近づけていただいて、治療前のふだんの生活に近づいていただけることを期待しております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 じゃあ、最後になりますけれども、助成のこの申請、これにあつては、過去に遡って、これ申請ができるような、このようなシステムになっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 この補助金は、令和4年4月1日以降に医療用の補整器具に対する補助になります。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ということは、それ以前のものについては、もう申請ができないという理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 令和4年4月1日以降に購入したものということになります。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、同じく保健総務費の保健衛生一般事務経費について伺いたいと思います。

1点目の事業内容については、先ほどの鈴木委員の質疑で分かったのでいいです。

2点目からお願いしたいんですが、この事業は、がん治療の、先ほど答弁でもありましたが、外見変貌を補完する医療用の補整具の購入の補助ということですが、これがどのような経緯でこの事業を行うということに至ったのか伺いたいと思います。

3点目というか、対象人数と手続方法を伺うというようにさせてもらいましたが、対象

人数は16名ということで先ほどの答弁でありましたので、手続方法のほうを伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 この事業を行うことになった経緯ですけれども、愛知県が令和4年4月1日から、がん患者アピアランスケア支援事業を実施する市町村に対して補助金交付を始めることになりました。本市においても、がん患者が治療による外見変貌を気にすることなく社会参加できる支援となると考え、この事業を行うこととしました。

2点目ですが、手続の方法になりますが、がんと診断され、その治療を受けた、または現に受けている及びがん治療に伴う脱毛または外科的治療等による乳房の変形を証明する書類や補整具の購入に係る領収書等必要な書類を新城保健センターへ持参していただき申請していただくことになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。状況のほうが分かりました。

では、1点だけお聞きいたします。

この補助金の申請書、資料請求にもつけていただきまして、ありがとうございます。こういった資料を出すということで理解をいたしました。基本的には、じゃあ、この医療用の補整具やこの対象となるものというのは、前払いというか、その申請者が一度お金を支払って購入をして、その領収書等証明するものを申請書と一緒に提出して、後から上限2万円で補助が下りるといふ流れというか、状況なのか、そこら辺、教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 浅尾委員のおっしゃるように、まず御本人さんがお金を支払って購入していただきまして、その領収書と必要書類を持って、後から2万円を上限にお返しするということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終

りました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、第92号議案、6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業についてお聞きします。

こちらの事業内容の詳細をよろしくお願います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 粗飼料価格高騰対策支援事業についてお答えいたします。

飼料価格の高騰によりまして経営環境が悪化いたしました畜産農家に対しまして、本市の畜産経営基盤の維持を図るために、粗飼料価格の高騰分の一部に対しまして支援金を交付するものでございます。

詳細につきましては、コロナ前と直近の輸入粗飼料価格の差額の2分の1相当額分を飼養頭数に応じまして交付いたします。交付単価につきましては、令和4年4月から令和4年9月までの期間に想定される粗飼料給与量から算出したしまして、1頭当たり乳用雌牛2万円、和牛繁殖用雌牛8,000円、肥育牛3,000円、ヤギ3,000円を予定しております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 1点だけ確認したいんですが、最初に言っていた価格高騰差額の2分の1ということは、要は、その価格高騰される前の差額と比べると、結局農業経営者の方々が、2分の1はやっぱり負担をしないといかんというのが現実としてそういう数値になっているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 全額補助にしたいとこ

ろではございますが、補助金ですので、一応2分の1ということで計算をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容は理解しました。

なかなか苦しいという話はよく聞くので、引き続き支援のほうをよろしくお願います。
続いていきます。

6款1項3目農業振興費、農業経営近代化施設整備事業について、こちらも事業内容の詳細を確認させてください。よろしくお願います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 農業経営近代化施設整備事業につきましてお答えいたします。

支援の内容でございますが、市内のイチゴ農家の栽培施設におきまして、愛知県の補助事業でありますあいち型産地パワーアップ事業補助金を活用いたしまして、施設の改修として環境測定器と自動カーテン一式の導入について支援するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容を確認させてもらいました。

こちらに関しては、いわゆる新規就農とは限らず、今、市内にいる、要は経年でずっとイチゴをやられている方々に対しては対象という形でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 そのとおりでございます。今回の方は、イチゴ農家の後継者の方が、イチゴハウスを今回富岡地内で廃業される方からハウスを購入されまして、そこについて施設整備をするといったものでございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 ということは、今のところ対象1件ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回のこの補助事業に

つきましては1件でございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農林水産業費、粗飼料価格高騰対策支援事業29ページ。具体的な支援の方法なんです、先ほど齊藤委員の説明でほぼ理解しておりますが、再質問から入りたいと思います。

2,128万6千円です、かなり金額も出しているということなんです、この粗飼料、これ、輸入の関係のものだということで、わらとかそういうものだと思うんですが、以前と比べるとどの程度上がったと。例えば、昨年と比べると5割増しとか、そういう金額というより、上がった率というのはどのくらいなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 この積算時点におきましてコロナ前と比較しております、今回の補正予算をお願いしているのでいきますと、一番高い価格で平均1キロ当たり63円が87円70銭ということで、24円70銭の高騰でございます。1.4倍ぐらいの価格高騰でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 高いとは思ったんですが、1.4倍だとは思いませんでした。

では、和牛とかヤギも出るということなんです、対象畜産農家というのは市内には何軒ぐらいありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回対象としておりますのは、まず、家畜伝染予防法に基づきまして東部家畜保健衛生所に報告されている頭数を基準にしております。乳牛の成牛で488頭、それから繁殖牛では育成牛218頭、成牛613頭の831頭、それから肥育牛が1,586頭。ヤギでございますが、ヤギにつきましては、市内でヤギを生業として飼われている方がみえるということでございますので、その方を対象に

してございまして、それが40頭飼われておりますので、これを対象にさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 6款1項3目粗飼料価格高騰対策支援事業で1点、事業内容を伺うということで提出させてもらいましたが、さきの委員の質疑でよく分かりましたので、取下げをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時04分

再 開 午後3時06分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~  
次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業33ページであります。

のぼり旗や横断幕等のPR資材は、どこに、どれだけ、どのように設置するのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 のぼり旗や横断幕等のPR資材の設置につきましては、懸垂幕は市役所第2駐車場に1か所、横断幕は新城イン

ターチェンジランプウエー跨線橋と国道151号跨線橋、首洗池付近の2か所になります。

のぼり旗は、徳川家康本陣跡、鳳来寺、鳳来寺山東照宮、門谷、湯谷を含むところと満光寺、こちらのほうは道の駅三河三石を含みます。鳥居強右衛門磔死之碑、長篠城址、こちらのほうは保存館、大通寺、医王寺なども含みます。長篠設楽原決戦場跡周辺、設楽原歴史資料館も含みます、の7か所に50本ずつ、合計350本。新東名高速道路長篠設楽原上りパーキングエリア、下りパーキングエリア、鳶ヶ巣山砦跡、もつくる新城、つくで手作り村などに20本ずつ、合計100本。また、市内企業団地8か所に30本ずつ、合計240本、市内個人事業者の協力者などに200本、イベントの関係等に使用するため110本、合計1,000本の設置を計画しているところであります。

これらのPR資材を設置することによりまして、市民、来訪者向けに徳川家康ゆかりの地であることが周知・PRできると考えます。以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 のぼり旗は全部で1,000本ということで理解をいたしました。

これは、基本的にいつからいつまでという期間はあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 これですら予算のほうが決まらないうちに準備でき次第、できたらすぐに設置のほうを始めていき、旗のほうは、劣化にもよりますが、長篠の攻防450年に向けて、使えるものは使っていこうというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 今、のぼり旗の本数など、また使うときについて確認させてもらいました。

ただ、何をもって大河ドラマ放送に合わせるのかというところで、例えば、今週末の「どうする松潤」の2回目、それなのに……。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員、その前にもう1項目ありますので、質疑のほうを先にお願います。

○柴田賢治郎委員 すみません。

○丸山隆弘委員長 質疑続けてください。

○柴田賢治郎委員 運輸業の、運送事業への支援ということで、支援の内容と期待する効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 支援の内容につきましては、最近の燃料価格の高騰を受けまして、燃料を大量に使用します貨物自動車運送事業者は厳しい状況にありますため、その経営支援といたしまして、燃料価格高騰分に対し、市内運送事業者が所有する車両の種別や台数に応じまして、一定額の支援金を交付するものであります。

期待する効果としましては、地域物流の維持と市内運送事業者の経営継続であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 対象事業者に中小企業など、そのような線引きなどがあるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 対象は、貨物自動車運送事業を営む個人または法人ということで、中小企業の定義としまして、中小企業法に基づく定義になるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 他地域ではみなし大企業とかそのような線引きはあったんですが、特にそのようなものはないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 特にないということだと思います。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 白ナンバー、いわゆる自社製品の運搬などに使われる運送は対象となるのでしょうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 今回はナンバーの色で申しますと、普通車の緑ナンバー、あるいは軽の黒ナンバーを対象としております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 予想する対象車両数を教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 この予算を積算しました時点の7月31日現在ということでありますがけれども、その時点で貨物自動車運送事業の許可を受け、また届出をされている事業者数は79事業者、対象車両数は453台であります。実際支援金を交付する際には改めて基準日を設けて、その基準日時点の事業者、車両を対象としたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 給油地は市内などの条件をつけないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 今回は、給油量に応じてではなく車両1台当たりということで、給油の場所は特に限定はございません。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員、続けてお願いします。

○柴田賢治郎委員 それでは、7款1項3目観光振興費、観光のまち新城について伺いたいと思います。

先ほどの佐宗委員の質疑で大方は分かったのですが、何をもちえて大河ドラマの放送に合わせるということかということであれば、実際、放送と合わせて、例えば、時期はずれているのかも知れませんが、今週末の「どうする松潤」の2回目など、放送内容に合わせたところとの連携というのがあるのか伺いた

いと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 補正予算のほうが来週末ですか、最終日がありまして決定するので、早くてももみじまつりに間に合うかどうかだと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 結局、放送と合わせる気があるのかというところで確認してまいりたいと思いましたが、効果的な宣伝ということであれば、ほかのイベントについても連携があるのか。例えば、このようなところで、この17日にあるようなクリス・グレンさんの、歴史をきっかけとする賑やかな縁づくりの講演会、そのようなイベントにぶつけてくるような、そのような効果的な使い方ができないのかを伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 再来週に事業者に発注したとしても、今月中はちょっと厳しいかなというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業であります。

佐宗委員、柴田委員の質疑で内容的には分かりましたので、1点だけ、再質疑ということでお願いいたします。

こののぼり旗、横断幕ですね。いつもちょっと心配がありまして、1年もしないうちに強風にあおられてびりびりと破れている状況がよく見受けられます。

というようなことで、今回は、その材質について何か検討するようなことがあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 材質につきましては、ポンジー生地というんですか、ナイロンぽい、よくある、今、委員がおっしゃられた破れやすそうなものと、天竺生地というもので、若干綿っぽいという生地のものもあるのですけれども、その両方を考えておりまして、半分ずつ発注する予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員、続けてもう1点のところへ入ってください。お願いします。

○鈴木達雄委員 それでは、7款1項3目の観光振興費、観光施設等維持管理事業です。

鳳来寺山石段登り口の公衆便所を解体することでありましたけれども、それに至った経緯と解体後の周辺公衆便所の在り方も含めた計画があるのかどうか、それについて伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 公衆便所を解体するに至った経緯につきましては、地元の鳳来寺山発展会から、便器等が壊れ、使用に支障を来している上、くみ取り式で臭気もあって、来訪者に対して印象悪化を招くために、早く封鎖、解体してほしいという要望がございました。

要望に対して、トイレのほうを壊した後は、ベンチ、テーブルを置いて、少し休めるような状況にいたします。

周辺公衆便所の在り方を含めた計画ですが、この解体するトイレのほかに、表参道入口の笠川トイレ、そこから15分先にかさすぎのトイレがあります。そこからは石段を登った50分先、鳳来寺本堂のトイレがありますので、トイレといたしましては、大きな影響はないと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 トイレの位置は、今おっしゃられたように、表参道の入口から途中のか

かさすぎ、そして、今回解体するものがなくなったとして、石段を登った鳳来寺山本堂のちょっと奥のほうということであるかと思いません。上に登った駐車場にもあるということでもありますけども、地元で登り口のこの公衆便所、壊れて使えないような状況であるというあたりは聞いておりましたので、解体というのは致し方ないと思うんですが、跡地にベンチを置くということでありましたけども、登る手前というんでしょうか、石段を登るには時間が大分かかると思うんですよね。やはり、その前に、もしそこに解体後がないとしたならば、トイレはありませんよという、例えばかさすぎとか、そのあたりにしっかりとそういうPRをしないと、登ってから、時間がかかる人もいますので、大変なことになる人もいられるかもしれませんので、その辺のこの気を使うというあたりも検討していただきたいと思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど要望のありました発展会の方からも、かさすぎのトイレが大分奥まったところにあって分かりにくいということも言われておりますので、登山される方は、こちらが最終トイレですと表示を分かりやすくして、来訪者の便のいいように対応していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7款1項2目商工費、運送業界支援事業33ページ。

631万2千円のこの支援については、柴田委員の説明で分かりましたので、対象件数も79件、台数も453台ですね。これ、説明で理解しました。

先ほどの粗飼料もあつたんですが、コロナ前と現在はどの程度の差が、値上がりであったかということをお聞きしたいと思いま

す。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業経済課長 今回は、車両1台当たり幾らというように単価設定させていただいておりますけれども、その単価につきましては、考え方として今回の支援は、愛知県が4月から9月を対象に運送事業者への支援を行っております。その対象期間の上乗せ措置という考え方でおりますので、愛知県が設定した単価を用いております。

申し上げますと、大型トラックを例に挙げますと、1台当たり1万6,000円という単価。これが令和3年11月の平均単価と令和4年4月の平均単価との比較して、その上昇分を100%見ているということでございますので、すみません、ちょっと細かいところまでは分かりかねます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております7款1項2目、運送業界支援事業について伺いたいと思います。

(1)、(2)、事業内容と手続方法、影響人数等、質疑のほう挙げておりますが、前の委員の質疑で分かりましたので、手続方法を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業経済課長 手続につきましては、基準日を改めて設けるわけですが、その基準日時点で対象となります全ての事業者さんへ直接御案内いたしまして、車検証の写しを添付して申請していただくように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 基準日を設けて直接知らせていくということなんですが、周知も、じゃあ何か、チラシで配って広げるというよりも、もう分かっているので、その事業者へ直接、

文書配布か、手続できますよというような、そういうような通知というか、周知という形なんでしょうか伺います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業経済課長 対象事業者、それから、車両の台数の確認につきましては、中部運輸局愛知運輸支局から提供されるデータで確認をしますので、局に登録されている事業者、車両を対象としたいと思っております。特に周知等は必要ないかと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ、直接そのデータのリストから対象者が分かるから、確実に支援のほうはされるよということで理解をいたしました。

あと1点、霊柩車のほうも対象ということだったと思うんですが、市内で何台あるのか教えていただけますか。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業経済課長 霊柩車につきましては、新城市、市を除きまして3事業者、5台であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出8款5項1目住宅管理費、公営住宅等管理事業39ページであります。

川合住宅・明和住宅の廃止に向けた事業とこのことではありますが、その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 市営川合住宅・明和住宅は、令和7年度末を目標に用途廃止を行い、他の市営住宅へ集約することを予定し

ており、入居者が譲渡を希望される場合には、公営住宅法第44条に基づき、住宅の譲渡を行うことを予定しております。

昨年度から入居者に対し説明会を開催しており、本年度、意向調査を実施し、現時点での入居者の意向が確認できましたので、譲渡及び移転の手続を進めるため、移転補償費及び敷地面積業務、不動産鑑定業務の費用をお願いするものであります。

予算の内訳としましては、補償費につきましては、他の市営住宅に転居される方に対し移転費用を補償するものです。また、委託料は、市営住宅を譲渡するために各棟ごとの敷地面積を画定するための測量業務を実施します。手数料につきましては、譲渡費用を算定するために不動産鑑定評価業務を実施するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、それぞれの事業内容で、不動産鑑定業務、それから敷地面積業務委託料、移転補償費と、大きく3つに分かれると思うんですが、それぞれの内訳をお願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 不動産鑑定業務につきましては、川合・明和住宅それぞれ土地と建物の評価のほうを実施します。こちらのほうは、金額118万8千円となっております。

委託料、敷地面積業務ですけれども、こちらも川合・明和住宅それぞれ敷地のほうを画定しまして、合計で466万9千円。補償費としましては、川合住宅の対象、今、移転を希望される方が4戸、明和のほうが2戸ありますので、それぞれ計算しまして、310万2千円を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 詳細分かりました。

最後に、移転補償費の件ですが、これは基

本的に補償費は一律になるのか、それとも何か計算式があって、条件があってそれぞれ補償費が違うのか、そのあたりをお願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 内訳としましては、動産移転料、移転雑費、休業補償、電話移転費がありますが、動産移転費につきましては、床面積に対して異なりますので、明和住宅、川合住宅それぞれ異なる金額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 8款5項1目住宅管理費、公営住宅等管理事業については、ただいまの佐宗委員の質問で大方確認できました。

1点だけちょっと確認したいんですけど、移転補償だったりとか、様々内訳を聞いたんですけど、ただ住宅に残るパターン、そして移転するパターン、様々あると思いますが、その行った先の住宅補修とか、そういったものは今回入ってない、これから出てくるということになるんですかね。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 市営住宅に替わられる方につきましては、替わられる先の住宅につきましては、通常の入居と同様、修繕してから入っていただく形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 残るほうは特にそれはできないということ。当然そこに住んでいるのであれだと思うんですけど、長い期間ずっと公営住宅に住まわれていたんで、何かしらそういったものがあるのかなと思ったんですけど、特にそれは今はできない状態ですか。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 残られるというか、譲渡を希望される方については、現状のまま

渡すという形で考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出9款1項1目常備消防費、新型コロナウイルス対策事業39ページであります。

救急隊の感染防止対策物品の購入とのことですが、その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 救急隊の感染防止対策物品の購入内容につきましては、感染防止衣の上衣2,500着、同じく感染防止衣の下衣ズボン3,200着、ヘッドキャップが3,700枚、N95マスク、使い捨ての防じんマスクですが、これが1万2,000枚、使い捨て手袋が1万8,000枚、そして、アームカバーが9,360枚ということです。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 救急隊の皆さん、非常に感染リスクも大きくて、こういった感染防止のものというのは本当にしっかりと使っていたいて、防止対策を取っていただきたいということなんですが、こうやって見ると、例えば、感染防止衣、上衣で2,500着、ズボンで3,200着とたくさんあると思うんですが、これ、大体全署所で使われると思うんですが、これまでの使用実績を踏まえて、およそ何日分というか、何か月分か、もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 これらの枚数の算定につきましては、このコロナ禍がどこまで

続くか分からない中、この先、令和5年度12月までに必要な枚数を算出しまして、在庫数を差し引いたものを計上しております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 最後に1点、この感染防止衣に関しまして、1度限りの使用で、例えば、1度着用して出勤をしたんだけど、感染症の方との接触は一切ないだとか、極端な話、出勤したんだけど、例えば、間違い電話とかそういうもので何もせずに帰ってきたとか、そういう場合に、再度、例えば、消毒をしたり、天日で干したりしてもう1度使うということも有り得るのか、それとも、1度着たら廃棄なのか、そのあたりだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 これら感染防止対策物品につきましては、全て使い切りということですので、1度着用したものは使い回しは行っていません。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 同じく9款1項1目常備消防費、新型コロナウイルス対策事業39ページです。

ただいまの佐宗委員の質疑で内容的には全て分かりました。

1点だけ、後で書いてあります、今回で今まで以上の感染防止効果が見込まれるかというところで、もしあれば伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 これまでの感染防止効果につきましては、新城市消防本部で新型コロナウイルス症病者発生時の対応マニュアルというものを定めております。このマニュアルに基づきまして、必要な個人装備としての感染防止対策物品を継続して令和2年から使い続けておりますので、効果も同じく、令和2年から変わらない効果というように見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。

先ほど、1回限りの使用ということで、大変気を使った対策をしているということでありましたけれども、これは、もうちょっと予想で言うては何ですが、それでも感染される方もみえたのではないかとというような気がしているわけですが、そんなことはなかったですかね。

今回、この対策についての考えをさらに生かすというようなことでの購入備品を補充するというようなことではなかったですか。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 救急隊をはじめ、救急活動に従事する消防職員の感染につきましては、過去、消防職員の中でも感染者は出ておりますが、その感染の主な原因というのは、感染者職員の家族による家族内での感染がその大半であります。救急活動等におきましての感染につきましては、先ほど申し上げた感染防止対策マニュアルに基づいて徹底を図っておりますので、活動中における感染というものは現在のところ認めておりません。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今、議題になっております新型コロナウイルス対策の事業です。

1点目は主な内容を伺うというのと、2点目は、救急隊や消防士の感染原因と感染対策について伺うと2点させていただきます。2点とも、前の委員が質疑しているもので大体分かりました。

再質問のほうからさせてもらいたいと思います。

本当に感染対策のこの物品等、私も看護師経験してICUとかに入って、この防衣、防御の服とかをつけると、本当にもう着ぐるみ

着るような感じで本当に暑い中の状態だということを出動するというので、本当に大変な状況の中で消防隊員の人は現場で頑張っているんだなというように理解しておりますので、本当に自分の身を守るためにも、使い切りのもので頑張ってやっていただきたいと思っております。

その中で1点、やはり、自分の経験上、すごい汗が出るものですから、いろいろヘッドキャップだとか、アームカバーとか、手袋とかやってはいるんですが、中にすごく汗をかくんです。そのときに汗を取るパッドみたいなものも、こういったリストの中で必要ではないかなと思うんですが、その辺の汗拭き用のとか、手術とかでも入るときにも使ったりはするんですが、そういった状況のものは買わなくてもいいのかなというように思うんですが、そこら辺、どういように対応しているのか。

汗かくと、一遍眼鏡外したりだとか、キャップ外したりとかすると、汚れた手で目を触ったりとか、そういった自分への感染の経路になってしまうということが多々あるものですから、非常にやっぱり隊員の人たちの感染ルートをしっかり絶つという意味でも、そういった汗を取るような物品とかも必要ではないかなと思うんですが、そこら辺の現場の状況はどうなのか、分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 救急隊員等消防職員の感染対策に係る汗対策について御質問いただきました。

汗対策につきましては、職員個々によってその量も異なります。したがって、先ほど申し上げた職員の感染防止に係るマニュアルにつきましては、個人の汗の量に対しての汗対策というものまでは規定はしてございません。

したがって、汗対策につきましては、隊員個人が対応することとなっておりますが、委員おっしゃられるように、汗によってゴーグ

ルが曇ったり、中で汗が垂れてきたりという
ことで活動の支障になることはあると思いま
す。その際にもキャップの取り外しの一つ一
つ、それから、手袋の着脱についてもしっか
りとマニュアルに沿って隊員は活動し、個人、
それから、隊員間の感染を防ぐことに努めて
おります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終
わりました。

4番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 9款1項1目常備消防費、
新型コロナウイルス対策事業39ページ。

救急隊の感染防止対策物品とあるが何を購
入するかですが、佐宗委員、鈴木達雄委員、
浅尾洋平委員の質疑のお答えで分かりまし
たので、質問のほうを取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終
わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、換気のため休憩を取りたいと思  
います。

再開を3時55分といたします。

休 憩 午後3時42分

再 開 午後3時53分

○丸山隆弘委員長 ただいまから再開したい  
と思えます。

委員会を再開いたします。

~~~~~

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 10款5項4目学校給食施設
整備費、学校給食施設改築事業47ページにつ

いて伺います。

(1) 補正予算に係る事業の内容を伺いま
す。

(2) その中で、本年度完了見込みの分、
繰越明許費補正が出ておりますので、それ以
外です。その事業の内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 事業の内容につ
きましては、共同調理場建設予定地の準備工事
として行う樹木の伐採工事と、擁壁設置や側
溝改修などを含む敷地造成工事、職員用駐車
場の整備工事です。また、敷地造成工事で設
置します擁壁について、建築確認の完了検査
が必要となるため、設計受注者に適正に管理
を依頼するための管理業務委託が内容となり
ます。

2点目の本年度完了見込みの事業とし
ましては、準備工事として行う樹木の伐採工
事です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終
わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款3項1目学校管
理費、中学校管理事業41ページ。

(1) として、作手中学校教室床修繕とあ
りますが、増額の理由をお願いします。

(2) として、東郷中学校不動産鑑定業務
とあるが、目的は。

2点です。お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の作手中
学校につきまして、修繕の内容につきましては、
作手中学校の普通教室において、経年により
床のフローリングが剝離し、歩行に支障を来
す状況であることから、張替えを行うもの
です。

2点目の東郷中学校につきまして、目的
につきましては、東郷中学校テニスコート及
びグラウンド南側部分で学校用地として賃貸借

している土地について、地権者の一部に土地を買い取ってもらいたい意向があることから、取得を検討するにあたり価格を算定するため、不動産鑑定業務を実施するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、作手中学の教室の床ですね。修繕で増額とあったものですから物価高騰かと思ったんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 修繕につきましては、業者から見積りを徴取しておりまして、その金額で補正のほうをお願いしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、2番の再質問として、この場所ですけど、東郷中学の不動産鑑定業務とありますが、不動産鑑定業務に至った理由です。お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 地権者の一部の方から土地を買い取ってもらいたいという意向がありましたので、取得を検討するにあたって、価格を算定するために不動産鑑定業務を実施するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 不動産鑑定業務、これは一部の方ですけど、鑑定業務は、これ全部ですか。ここの一部だけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1筆ごとというか、この辺りの鑑定になりますので、基準点を設けまして、2点ほど地目が違いますので、一部は田んぼ、一部は豊川用水の水路が走っていますので、そういった地目ごとに評価点を決めまして、そこの鑑定を行うものです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど対象となる敷地というのがグラウンドとテニスコートだというこ

となんですが、地主は何名でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回、そういった買取りの希望がある地主の方につきましては、6名からそういう意向があるということを確認しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 6名といたしますと、このテニスコートとグラウンドの地主全員というのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 全員ではないです。借地として今現在お借りしている方は9名おみえですので、その中の一部ということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その今言われた一部というのは、何人に当たるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、先ほど答えておりますので、再度お願いします。

○山田辰也委員 先ほど6名と言ったのは、9人のうちの6名ということで、理解しました。

この土地ですね、賃貸借は学校ですから随分前からだと思んですが、いつ頃から契約で、なおかつ何年間という契約でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 最初に賃貸借を行ったのは平成2年になります。学校のグラウンド、敷地の拡張等に併せて賃貸借を行ったものです。

それから、契約期間につきましては、3年間とするということで、ただし、協議の上、延長するというので、現在まで来ております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 協議ということですけど、この方たちの6名ですね。地主の皆さんの意向は、先ほど言った買取りをしてほしいという、そういう意思でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい、そうです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、鑑定して、今後のスケジュールがあるんですけど、どのようなスケジュールでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 鑑定評価をして価格を把握した上で、その後は、ここを買い取るかどうかの意思決定を庁内の中でしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、鑑定が終わって、その地主の皆さんの意思が決まれば、今度は買取りという、そういうスケジュールでしょうか、確認ですけど。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 価格で御納得いただければそういうようになっていくと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 民間でよくあるんですけど、借地を借りて家を建てていて、20年、30年と借りていると、その間は借地料をもらいます。借地料を支払っている方が、その借地を買い上げる場合は、過去に払った金額を計算して出すと思うんですけど、これも同じやり方になりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まだ取得の意思決定をしたわけではありませんので、そういったことも含めて検討していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、次の質問もありますので、続けてお願いします。

○山田辰也委員 じゃあ、次の10款4項3目文化財保護費、設楽原歴史資料館管理事業43ページです。

不動産鑑定業務と敷地境界画定業務委託の理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 不動産鑑定業務

と敷地境界画定業務委託につきましては、これまで設楽原歴史資料館の用地として賃貸借しておりました土地2筆につきまして、土地所有者から買取りしてほしい意向があることから、取得を検討するにあたりまして、価格を算定するなどの事務手続となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、この設楽原歴史資料館を造るときに全部買われたと思っていたんですけど、この2筆は所有者が1人なんですか、2人なんですか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 この2筆につきましては、所有者は1人でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 資料館造るときに、周りは全部買われたと思っていたんですが、借地料として、これも長い間、借地料を支払ってきたわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 資料館自身は平成8年にオープンしております。それで、当然その前から、建設にあたりまして、その地権者の方から土地を借用しておりますが、平成6年から借用いたしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの場所ですけど、あの資料館の大体どの辺の敷地になるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 資料館の建物の中で研修室という部屋がございます。その研修室の裏の辺りから山の斜面にかけての土地になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、先ほどのテニスコートと同じように、これからの話だと思うんですけど、やはり地主の方は金額等が

折り合えば買ってほしいという、そういう意向でしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 先ほど教育総務課のほうで御答弁申し上げましたとおり、庁内でその金額につきまして検討いたしまして、その金額をもって今度所有者さんとお話をしていくというような段取りになっていくかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 テニスコートと同じなんです、今後のスケジュールというのは大体どういうようになりそうですでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 やはり先ほどの教育総務課と同じようなスケジュールで動いていくような形になるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 重なりますけど、借地で払った金額というのは、買取りの場合は、ある程度引かれた話になっていくと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 やはりそのあたりも同じように庁内で調整しながら進めていくような形になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次の10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業47ページ。

給食共同調理場の敷地造成工事とありますが、工事の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 工事内容につきましては、擁壁工事、側溝工事、整地工事となります。

擁壁工事につきましては、敷地北側へのL型擁壁の設置と間知積みブロック擁壁の設置、敷地南側に間知積みブロック擁壁を設置するものです。

側溝工事につきましては、市道、県道とも道路管理者との協議が整いましたので、敷地北側の市道沿いの側溝断面を増加させるための工事、その側溝を市道を北に横断し、県道側溝へと接続させるための道路横断側溝工事、接続先の県道側溝の断面を増加させるための側溝工事となります。

整地工事につきましては、擁壁設置に併せてアスファルトの撤去までを行うものです。以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 L型工法ということなんです、高さが高いところではL型は、これは、実際はダムのようにしっかりやっていくタイプと私は思っていたんですけど、このL型工法というのは、高さはどのぐらいまでは大丈夫なんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 どのくらいまでかは私、把握しておりませんが、既製品ではなくて現場打ちで型枠から造っていくものでありまして、そのために2メートルを超えるものについては建築確認申請が必要で、中間検査、完了検査も必要となってきますので、その辺については、強度的には保障されるものだと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 L型工法、現地で造ることなんです、先ほど言っていたのは、ダムのように、実際厚いものを造ると思うんですけど、かなりの高さがあると思われますので、まず、下の道路と同じ高さまで、これは削って行って、もし少し掘るとい形になるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 根入れをするかということによろしいですか。

○山田辰也委員 そう、そう、そう。

○原田俊介教育総務課長 当然根入れは行います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 通常あれぐらいの高さがあると、少し、L型にしても、重量もたくさんつくから重量式だというほうに私、思いましたけど、それで、そこに側溝を入れるという話なんですけど、側溝については、もう流量計算とか、それは既に終わっておるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 流量計算の結果、道路管理者と協議が整っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 給食センター、水も使いますし、周りもアスファルトがあつたりして流れるのが多いと思うものですから、今の側溝だけでは小さいと思うのですが、どのような側溝を予定しておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 どのようなといいますか、サイズは大きくなるんですが、現状、30センチのものを40センチ幅のものに改良する側溝工事と、あと、400のものを500に変更する工事、それから、450のものを500に変更するというので改良を行います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 現在のままでは小さいということで大々くするという事なんですけど、その水というのは、県道までまた行って、その後は向こうの川までつなげるという話を以前聞いたんですが、その川までの工事というのは、もう既に設計等入られておるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 建設予定地の北側のところに向かって流していくんですが、その県道から川まで、既にそういった排水施設がありますので、そこへ接続するという事です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、10款5項1目保健体育総務費になります。学校給食費等支援事業45ページです。

1点、9,534万円の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 主な内容につきましては、11月から3月までの5か月分の学校給食費または給食費相当額について、全額を補助するものです。

市内の小中学校については給食費の額、市外の小中学校で学校給食を受けている場合は給食費の額、学校給食を受けていない場合は、市内小中学校でそれぞれに設定している1食当たりの給食費を平均して算出した額を上限額として補助を行います。

対象児童生徒数はおよそ3,000人程度を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

大体5か月分の小中学校の給食費を無料にするという事業だと思います。大変よかったなというふうに思っておりますが、これを事業としてつくるにあたって、保護者の声とか学校の声、この円安だとか物価高、本当に大変生活費、今、急激に上がっている状況だと思いますが、そういうような中でも給食費下げてほしいとか、給食費が上がっているというような実態、現状等、声があつたのか、また、どう捉えての事業展開なのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校給食費につきましては、一般質問でも教育部長が答弁しておりましたように、各学校で給食費を設定して集金し、業者に支払いをしておるということでもありますので、直接この教育総務課のほうに給食費についての声があつたということ

はありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、直接声があったわけではないということでもありますね。

声がなかったけれども無料にするというのはどういうことなのか。この事業の意味、意義、そういったものはどういう裏づけになってつくったものなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 物価高騰が一般的に言われておる中で、各学校に今の現状を確認したところ、今の給食費ではやっていけなくて値上げを検討しているという学校が幾つかございました。また、令和3年度から4年度にかけて既に給食費を上げた学校もありましたので、そういったところから、各家庭の負担軽減を図るために、この給食費の補助というものを検討し、今回、提案させていただいたところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 現状あったわけですよね。ですから私はそういうことを聞いているんです。やっぱり現状、値上げはされている状況があった。また、今後の物価高騰で食材が上がっていく中で、給食費を上げざるを得ないという現場の意向があったわけです。そこを加味しての5か月間の給食費相当分を援助するということができないんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうすることで、現状のほうをしっかりと捉えての税金を使った施策ですので、そういったところを披露していただければというように思っております。

これ、一般質問でも確認はしたところなんですけど、各学校の月額給食費、これの資料があるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 月額というものは

設定しておりません。1食当たりの価格を設定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、各学校の私会計ということで、市はその月額の各学校の給食費、幾らなのかというのは分かってないということで理解をいたしました。だから資料が出ないんだというところだと思います。

私、やっぱりそういったところは逐一報告だけ受ければいいと思いますので、各学校、何々小学校、今月は幾ら、月額として計算していますということで教育委員会に上げてもらえれば、そういったところはすぐ把握できると思いますので、ぜひそういったことをやっていただいて、リアルに金額のほうを把握していただきたいなと思いますが。

そういうことで言いますと、今回の値上がりの率だとか各学校の値上がった金額、上限とか、あと月額というのは幾らなのか分かりますか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回のこの給食費の補助につきましては、給食費の値上げを補助するという意味合いではなくて、各家庭の経済負担を軽減するために給食費相当分を補助するというものでありますので、特に給食費に関する値上げ分とかということは把握しておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 しかし値上げ、先ほども燃料費の値上げだとか飼料の値上げがコロナ前と比べて増えているからというところで、コロナ前とコロナ後の状況、大変だから支援するというような計算で各課が計算して予算要望上げて今があるんだと思うんですが、そういった値上がったところも含めて、給食の相当分を計算式に上げて金額を出そうとすると、やっぱり値上げ分も含めて、各学校、小中学校に報告をさせて、予算がどのくらいになるというのを把握するのが予算の積上げの計算

の出てきたこの金額9,534万だと思んですが、そういうことではないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1食当たり、今、小学校ですと250円から260円、70円ぐらい、中学校ですと300円程度の給食費を1食当たり取っておりますので、最高で300円程度の給食費を根拠としまして、その食数と月数と生徒数を掛けたもので予算を算出しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、じゃあ、おおよそのというか、一番高い平均の食数の300円だというところで生徒数を掛けて、この9,500万余ですかね、それを計算に上げたということでしょうか。

じゃあ、これを執行した場合には、不用額として結局余ったお金が出るという算段でこの予算額になったという、そういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 結果的に不用額が出る可能性はあります。そういうことです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やっぱり不用額を出すことが、私、いいとは思わないんです。やっぱり市民の税金ですので、ほかのところにお金を回す予算が出るわけですから、不用額になるということは。ですから、やっぱり一口に高いところを基準額にせずに、正確な値上がりの金額等も把握した上での予算執行、予算額を出してもらおうというところが必要ではないかなと思うんですが、そこら辺の認識はどういう状況でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 市内の小中学校ですと給食費はすぐに確認ができるんですが、市外の小中学校に通われている児童生徒さんもおみえですので、その辺はどうしても見込みの額である程度算出をさせていただいてお

ります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

10款5項4目学校給食施設整備費になります。学校給食施設改築事業47ページです。

1億9,070万7千円の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 内容につきましては、先ほど鈴木達雄委員、山田辰也委員に答弁したとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑のほうをさせていただきますが、この工事、敷地造成工事、駐車場整備工事ありますが、いつ始まりますか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 予算が可決されれば早急に着手したいと考えています。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もしも予算が可決したら、これは10月から始まるということでもいいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 その予定です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

駐車場の整備工事のほうについては、これは、本体工事の敷地の中にある駐車場ではなくて、住宅のほうの整備ということなのか、場所のほうを教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 建設用地と市道を挟んだ北側の住宅の手前のところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

結構全体的な1億9,000万、約2億円の事業になりますので、本当に大変大きな予算かなというように思っております。そういった工事が10月から、可決されたらですけど、始

まっていくなというところで理解をいたしました。

準備工事が始まるということ、また、木の伐採とか擁壁、排水路の状況も始まっていくということで、スケジュールのほうは理解をいたしました。今のところ、これは順調に進んでいるという理解でいいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 順調に進んでおると認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それで、約2億円もの造成工事ということで、木を切るといってもどこの木を切るのかなと思うんですが、図面というのはできているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、質問の意図を確認させていただきたいので、反問権をよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 図面のことですね。反問権許可します。

○原田俊介教育総務課長 今、図面ができているかということですが、ちょっとどういった図面ですか。エリア的な図面ということなのか、どういった図面のことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 工事が10月から始まるということで、例えば、準備工事の木の伐採が始まりますよね。そういったときに、やみくもに何か切るとかではないと思うので、そこで図面があって、ここの木を切りますよと。実施設計みたいな図なのか、ちょっと僕も素人なので分からないのですが、そういった図面だとか、例えば造成工事、排水路含めて、工事が11月、10月と始まりますよね。そのときに図面を見て工事に入るというものだろうというように感じるものですから、その、いわゆる工事を始めるものの図面というか、設計図みたいなものがあるのかというように聞いております。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 伐採工事につきましては、エリアを示した図面と、あと、造成工事だとか駐車場の整備工事については、設計書を組んで予算の算出を行っております。当然図面もそこにはあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

やっぱり議員としてチェックというかね、2億円使うものですから、どういったものを工事として使うのかなというところで図面があるのかなというように聞いたんです。図面あるよということで安心をいたしました。

そこでちょっとまた1点お聞きしたいんですが、私、この図面のほうを確認しながら、2億円もの予算等を積み上げてきたのかなと思って資料要求をしたんですが、図面が来ないんですが、それはどういった理由なのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 設計図書としての図面になりますので、この図面を見た場合に、ある程度の積算ができるということで、入札前でございますので、そういった情報を今、開示をしていないということで、今回は提供はできないということで回答させていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 でも図面、ある程度、私たち見ないと、どういった予算というか、内容なのか、また工事内容等、2億円もある予算ですのでチェックしたいなということで、図面等を見ないと、どういう工事なのかというところが市民に説明がつかないんですが、もうちょっと詳しく聞きたいのですが、何で図面が出せないのかというのをちょっと。例えば、入札前だから。入札がいつなのか聞きたいのと、あと、その入札にかからないような、そういった図面の示し方、そういったこともあるかと思うんですが、そういったことはど

ういう認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。ちょっとあんまりはつきり詳細は分からないんですが、情報開示、情報の開示請求の関係でも同じような対応をさせていただいておるんですが、やっぱり入札前ということで、こういった書類は公にしていけないということで対応をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 入札前だということなんですけど、例えば、私たち議員にある程度の入札にかからないような図面だとか、そういったところの提供というのはできるんじゃないかと思うんですが、どういう認識なんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、こちらで持っている図面というものが設計図書に添付する図面を持っておりますので、そういったところから、心配されるようなところを省いたもので提供できるのかどうかというのは一度確認させていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この金額が妥当かどうかというか、その工事内容がどういったものなのかというところでは、やっぱり図面等を私たち議員は見ないと、なかなか判断つかないとか、あと、どういうような状況なのかがつかめないというように思いますので、非常にそこでは2億円という大きな予算を投資するのは、図面が僕たちは見られないというところは、やっぱり判断に困りますし、非常に難しい、理解が進まないというように思うんですが、やっぱりこれは附帯決議の中でもしっかり説明をするというように、丁寧な説明、また、入札での適切な執行を行うということも含めて、やっぱり説明責任、積極的に行うということがありますので、ぜひ資料等を出していただきたいと思うんですが、認識を伺

います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 先ほども申しましたように、ちょっと一度確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 10款5項1目保健体育総務費、学校給食等支援事業45ページでございます。

今の浅尾委員のお話で分かったところもあるのですが、この支援の期間が5か月になった理由について伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 支援の期間につきましては、各学校への周知、特に市外の学校への周知や保護者への周知に時間が必要だと考えたこと、また、補助金の申請手続期間も考慮し、11月から本年度末までの支援期間としたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

第3表の債務負担行為の補正の変更になりますね。6ページです。

1点ございます。

学校給食受入施設新築実施設計業務委託料の限度額、補正前が715万円、それから、補正後994万4千円と増額された内容と理由を

伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 増額の内容と理由につきましては、新城小学校の給食室を受入施設に建て替えるための受入施設新築実施設計業務について、当初、現給食室と校舎の間に新たに受入施設を建築することとして実施設計業務費を見込んでいましたが、共同調理場稼働後の配送車の動線や配膳のための動線などを考慮し、現給食室の位置に新たに建てる方針としました。そのため、現給食室の取壊し業務を含めた実施設計業務委託としたいため、増額をお願いするものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

当初見込んだ計画が、やっぱり違うほうに変更したほうがいいというところで変更業務をしたということで、理解をいたしました。

これは、差し引いたら増額大体幾らぐらい値段が上がったと、値段というか、予算が上がったということになるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ちょっとすみません。反問権、質問の意図を確認させていただいて。

○丸山隆弘委員長 もう一回確認ですね、今の質問。改めて質問を許します。

○原田俊介教育総務課長 補正前が715万円で補正後が994万4千円、その差額は幾らかという御質問でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう理解でいいのかなと思って。それで279万円になるかと思うんですが、その分が上がった増額だよという理解でいいのかなと思って改めて聞いたんですが、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

やっぱりこういう形で思っていた金額から279万円また変更し、それは車の動線から見たらというところで、また税金の値段が上がるというところで、非常にまたそれが積み上がっていくのかなというにはちょっと心配になって質問をいたしました。

今回、新城小学校のこの受入れの変更の増額ということで理解いたしました。例えば、今後、他の小中学校、引き続きこの受入施設等の改修事業が始まっていくと思うのですが、こういうこと、他の小中学校でも起こり得るのか。当初の見込みとはまた違ったというところで、こういった同じような変更があり得るのか、可能性について伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の増額につきましては、工事費ではなくて設計委託が増額になっております。今、各ほかの学校も実施設計委託を発注したものにつきましては、今後、工事費が確定してきますので、工事費確定した後に実際に工事に入った段階では、もしかしたら増額することもあるかもしれませんが、今回の増額は、その設計費の増額ということですので。

ほかの設計委託につきましては、増額の予定はありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今回、委託費ということの増額ということで、理解いたしました。

ほかの小中学校はありませんよということの回答だったと思うのですが、例えば、鳳来寺小学校のあの動線の校舎と本当ぎりぎりのところとか、そういったところは本当に心配で質問もしたのですが、現在は、そういったところの設計の委託料の変更等はないということでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。ちょっと説明がうまくなかったのですが、今、発注しておる設計委託につきましては、現給食室以外の部屋を給食室に改修するという設計業務を委託しておりまして、鳳来寺小学校は現給食室を使いますので、まだ実施設計の委託を発注しておりません。変更はないものと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第3表債務負担行為補正の質疑を終了します。

以上で、第92号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この補正の内容としては、新型コロナウイルス感染症の対策事業や各学校の老朽化の経費など、また、5か月間の小中学校の給食費の無料の予算もあり、これはずっと私自身求めていたものでもあり、本当によかったと思います。

しかしながら、私が反対する理由としては、建築費用が40億と言われてます学校給食共同調理場の建設費用が含まれているからであります。

この事業は、市民の中でも賛成、反対と意見が分かれ、私の中には反対の声が多く聞かれている事業でもあります。

また、市民の中には、この事業については、その決定過程について非常に疑念の声も多く聞きますし、また、賛成者の中にも納得がい

かないと、何でここに1か所になったのだろうかというような腑に落ちないなという声もよく聞かれております。

そのような市民の中に疑念や疑問点があり、賛成、反対多くある中で、この事業、進めるべきではないというように思っております。

また、附帯決議でも、2番として、市民に対して、さらなる丁寧な事業説明、積極的に行うこと、また4点目には、発注業務、適正な執行を行うというようにありますが、質疑の中でも明らかになりましたが、工事の図面等の資料を提出してほしいと資料要求をしましたが、現在は出していただけないというところではありますので、やはり新城市の透明性が問われていると思います。市民や議会への説明責任ある態度は果たせていないというように思っておりますので、今の状況では附帯決議にも反すると考えております。

工事に関わる図面をしっかりと議会に示さないまま、約2億円近い事業費の予算だけは通してほしいということでは、市民、議会への説明責任果たすことができないと私は思いまして、反対をさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論します。

今、議案になっております令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）には、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として、粗飼料価格高騰対策事業や本市独自による燃料の価格高騰から運送業者を支援する運送業者支援事業、また、物価高騰から家計を支援する学校給食費支援事業をはじめ、市民の安心安全を守る道路や河川などの社会資本の維持管理に充てられる土木関連事業など、多くの重要な予算が計上されております。

討論のありました学校給食施設改築事業につきましては、共同調理場の供用に向けた学校給食共同調理場及び駐車場の敷地造成工事に係る必要な予算措置であり、具体的には擁壁、側溝、それから整地の工事、樹木伐採工事及び管理業務の委託などの内容というように認識をいたします。

また、令和4年3月定例会において、全議員の総意で提出をされた令和4年度新城市一般会計予算に対する附帯決議、その趣旨の通り、反対を唱えるのではなく、原案可決を大前提に、附帯された5項目に留意をして、もっともっとよりよい共同調理場にしていくなめにはどうするのかをテーマに、全議員で調理場建設への議論を重ねていくべきであると考えます。

以上の理由により、第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）に賛成し、討論とします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第92号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）に対して、反対の立場で討論いたします。

議決が重いのは、議員の皆さん、よく理解しておられると思いますが、子どもの将来を考えてほしいと私は思っています。

この中に学校給食施設整備費の予算が上がっております。共同調理場建設を進めるべきでないかと前々から考えております。

1点目の問題としては、9月6日の一般質問における教育長の答弁の内容には、大変よいところに感銘を受けました。

まず、子どもたちの安心安全が最優先だということです。アレルギーへの対応は必要不可欠だとおっしゃいました。だから、共同調理場でないと対応ができないともおっしゃいました。

しかし、食物アレルギー表示食品はどれだ

けあるか御存じでしょうか。特定原材料として7品目、えび、かに、小麦、そば、卵、乳製品、落花生。その中に準ずるものとして21品目あるんです。あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン。給食にアワビやイクラやマツタケは出てきませんが、これだけのアレルギーのおそれのある食品に本当に対応できるんですか。子どもたちの安心安全のために共同調理場にこれだけのアレルギー食品除去のブースも設置できるんですか。

また、ここ新城市の子どもの新生児が生まれてくるのを皆さん御存じですか。4月が8人、5月が10人、6月が17人で7月が3人なんです。38人しか生まれてこないんです、今。このままいくと、もう数年で子どもの数も将来が見えないんです。こんなことを教育長が考えずに、ただやみくもに共同調理場を造るというのは、これは、私はとても認識を疑います。

市民の中からも、市長は前市長の受け継ぎだけはやっていて、本当に将来の子どものことを考えていないんじゃないかとか、そういう声も聞こえてきます。本当に子どもたちの安心安全を考えている教育長であるなら、今までなぜ、給食施設の改修、調理員の、栄養士の働き方の改善、食材の入手が困難になっているのであれば、市が責任を持って調達するなど、配慮ができなかったことに大変疑問を思います。

詳しくは本会議で説明しますので、反対討論といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第92号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案 令和4年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件2議案の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることといたします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、12日午前9時から再開します。

閉 会 午後4時51分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘